



平成 18 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ミック経済研究所
代表者名 代表取締役社長 有賀 章
(コード番号・3759)
問合せ先
役職・氏名 取締役 竹田 啓一
電 話 03-5443-2991

定款の一部変更に関するお知らせ

定款の一部変更の件に関し、平成 18 年 3 月 28 日開催の第 15 回定時株主総会において下記のとおり承認されましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 17 年 7 月 26 日に公布されたことに伴いまして、以下の事項に基づき、定款の一部を変更するものであります。

なお、当該定款変更は、会社法の施行日をもって効力を生じる旨を附則で規定するものであります。

- (1) 定款の定めにより取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会の決議の省略に関する条文(変更案の第 21 条)を新設するものであります。
- (2) 平成 17 年 7 月 26 日に会社法とともに公布された「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が、会社法と同日付で施行されることに伴い、字句の訂正および条文の新設または削除、条数の繰上げまたは繰下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(変更箇所は下線部で表示)

現 行	変 更 案
<u>新 設</u>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p>
第4条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
(発行する株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は、12,080株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、12,080株とする。
(基準日)	<u>削 除</u>
第6条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	
② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主又は質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする。	
<u>新 設</u>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式にかかる株券を発行する。</p>

<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、端株の買取り、その他株式に関する取扱</u>及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>
<p>(招集及び招集者)</p> <p>第9条 定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3ヵ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>② <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第10条 <u>当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>
<p>(議長)</p> <p>第10条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>② <u>議長は、総会の秩序を維持し議事を整理する。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

<p>(決議)</p> <p>第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>② <u>株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>に委任して、その議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>② <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第13条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、<u>議長並びに出席した取締役が記名捺印し当会社に保存する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p>
<p>第14条 (条文省略)</p>	<p>第15条 (現行どおり)</p>
<p>(選任決議)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

<p>(任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、<u>任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第17条 当社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第18条 <u>取締役会の決議をもって、取締役社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p>
<p>(招集及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前にこれを発する。ただし、<u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを招集することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

<p>(決議)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第21条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第22条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印して当会社に保存する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(選任決議)</p> <p>第25条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第24条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。</p>
<p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第27条 監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第28条 当会社の営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第27条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第29条 利益配当金は、毎年12月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。</p> <p>② 利益配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとし、未払の利益配当金には利息はつけないものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第28条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>② 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p>
<p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第29条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>
	<p>(附則) 本定款は、「会社法」(平成17年法律第86号)の施行日に効力発生するものとする。</p> <p>なお、本附則は、「会社法」(平成17年法律第86号)の施行日に削除するものとする。</p>

以上